

15.3.15  
第16号

券 第四九三號

大正十五年三月十一日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 若 槻 禮 次 郎 殿  
社会局長 官 長 岡 隆 一 郎 殿  
東京地方裁判所 檢 事 正 殿  
京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知  
千葉 埼玉 各 府 縣 知 事 殿

日本無線電信電話株式会社 労働争議ニ関スル件

一 第七 教

別紙即通知ノ如ク三日間休業スルニトナリマシタノハ誠ニ殊ニ  
アリニエ コレト今回ノ事件ノ行際リモアリニエカ真空課ニ在テハ  
全体ニ亘リ数日未全ノ怠業ノ状態デ其レテハ会社トシテ困ル  
為又若石トシテモ非常ナ不利益ノ結果ニ陥ル許リテアリマカ  
其レモ自覚ニテソラニ極令静ニヨクヘテ見テ改メタイト思  
ノデアリニエ  
做ラ会社ノ誠意ヲ認メ充分由ヲ處リ希望致シマス  
以